

【総則】

(1)

制限行為能力者に関して、自然人ばかりでなく法人も、成年後見人になることができ、株式会社等の営利法人も、家庭裁判所の判断に基づいて、成年後見人になることができる。

(2)

制限行為能力者に関して、制限行為能力を理由に法律行為が取り消された場合に、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(3)

制限行為能力者に関して、本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をするために、本人の同意は不要である。

(4)

制限行為能力者に関して、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、補佐人は、補助開始の審判を請求することができる。

(5)

制限行為能力者に関して、補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、さらに補助人を選任することができる。

(6)

制限行為能力者と取引をした相手方の保護に関して、制限行為能力者が自己の行為を取り消したときには、取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされるので、相手方は受け取っていた物をすべて返還しなければならないのであり、現に利益を受けている限度で返還をすれば足りるわけではない。

(7)

制限行為能力者と取引をした相手方の保護に関して、制限行為能力者が未成年者の場合、相手方は、未成年者の法定代理人に対して、1か月以上の期間を定めてその行為を追認するかどうかを催告することができ、その期間内に確答がなければその行為を追認したものとみなされる。

【物権】

(1)

Aの所有する甲土地につきAがBに対して売却した後、Bが甲土地をCに売却したが、いまだに登記がAにある場合に、Bは、Aに対して移転登記を請求することができ、Aから登記を得た上でこれをCに移転する義務がある。

(2)

Aの所有する甲土地につきAがBに対して売却した後、Aが重ねて甲土地を背信的悪意者Cに売却し、さらにCが甲土地を悪意者Dに売却した場合に、第一買主Bは、背信的悪意者Cからの転得者であるDに対して登記をしていなければ、所有権の取得を対抗できない。

(3)

Aの所有する甲土地につきAがBに対して売却し、Bは、その後10年以上にわたり占有を継続して現在に至っているが、Bが占有を開始してから5年が経過したときにAが甲土地をCに売却した場合に、BはCに対して登記をしなくても、時効による所有権の取得を対抗することができる。

(4)

Aの所有する甲土地につきAがBに対して売却したが、同売買契約が解除され、その後に、甲土地がBからCに売却された場合に、AはCに対して、Cの善意悪意を問わず、登記をしなくても所有権の復帰を対抗することはできない。

(5)

Aの所有する甲土地につきAがBに対して遺贈する旨の遺言をして死亡した後、Aの唯一の相続人Cの債権者DがCを代位してC名義の所有権取得登記を行い、甲土地を差し押さえた場合に、Bは、Dに対して登記をしていなければ、遺贈による所有権の取得を対抗できない。

(6)

A・Bが不動産取引を行ったところ、その後に、Cがこの不動産についてBと新たな取引関係に入った。この場合のCの立場に関して、AからBに不動産の売却が行われ、BはこれをさらにCに転売したところ、AがBの詐欺を理由に売買契約を取り消した場合に、Cは善意であれば登記を備えなくても保護される。

(7)

A・Bが不動産取引を行ったところ、その後に、Cがこの不動産についてBと新たな取引関係に入った。この場合のCの立場に関して、AからBに不動産の売却が行われた後に、AがBの詐欺を理由に売買契約を取り消したにもかかわらず、Bがこの不動産をCに転売してしまった場合に、Cは善意であっても登記を備えなければ保護されない。

【債権】

(1)

Aが「もち米」を50キロ買う契約をB米店との間で行い、Bによる引渡しの準備がまだ終わっていない場合に関して、引渡し場所についてA・B間で決めていなかった場合において、「もち米」50キロは「特定物の引渡し」ではないので、債権者の現在の住所で引き渡さなければならず、BはAの現在の住所地へ持参しなければならない。

(2)

Aが「もち米」を50キロ買う契約をB米店との間で行い、Bによる引渡しの準備がまだ終わっていない場合に関して、Bは、目的物が特定されるまでの間は、B米店にある「もち米」の保管について善管注意義務を負うことはない。

(3)

Aが「もち米」を50キロ買う契約をB米店との間で行い、Bによる引渡しの準備がまだ終わっていない場合に関して、目的物が特定される前に、隣家の火災によりB米店の「もち米」がすべて焼失してしまった場合において、不特定物は、目的物が特定される前は、他から入手が可能である限り、履行不能にはならないので、Bは他からもち米を再調達して引き渡す義務がある。

(4)

Aが「もち米」を50キロ買う契約をB米店との間で行い、Bによる引渡しの準備がまだ終わっていない場合に関して、A・B間で取り決めがなければ、Bは中等の品質を有する「もち米」を50キロ引き渡せばよい。

(5)

Aが「もち米」を50キロ買う契約をB米店との間で行い、Bによる引渡しの準備がまだ終わっていない場合に関して、「もち米」50キロの所有権は、特約がない限り、特定によって目的物の所有権が買主に移転する。

(6)

AがBに対して自己所有の家屋を売る契約をした場合に関して、Aが当該家屋をBに引き渡すまでの間は善管注意義務をもって当該家屋を保存・管理しなければならないが、Aの履行遅滞中に不可抗力で当該家屋が滅失した場合、Aが善管注意義務を尽くしていたとしても、履行遅滞後は、債務者の責任が加重されるので、Aは責任を負う。

(7)

AがBに対して自己所有の家屋を売る契約をした場合に関して、Bが登記を備える前にAがCに対して当該家屋を二重に売ってしまった場合、CがBより先に仮登記を備えたときでも、AのBに対する債務は未だ履行不能とはいえない。

(8)

AがBに対して自己所有の家屋を売る契約をした場合に関して、Bが登記を備える前に、AがBへの譲渡を知っているDに対して当該家屋を二重に売ってしまい、登記を移転してしまった場合、Bは、それだけではDに対して債権侵害を理由とする不法行為責任を追及できない。

(9)

AがBに対して自己所有の家屋を売る契約をした場合に関して、Bが登記を備える前に、AがBへの譲渡を知らないEに対して当該家屋を二重に売ってしまい、登記を移転してしまった場合、BがAに対して履行不能による損害賠償を請求するときは、価格が騰貴しつつあるという特別の事情があれば、転売・処分の可能性がなくても、騰貴前に処分したことが予想されない限り、騰貴した現在の価格を特別損害とすることができる。

(10)

AがBに対して自己所有の家屋を売る契約をした場合に関して、Bが登記を備える前に、Aが、Bを害することを知っているFと通謀して当該家屋をFに対して代物弁済し、登記を移転してしまった場合、Aがその結果無資力となれば、Bは、A・F間の代物弁済を、詐害行為を理由に取り消すことができる。

(11)

銀行から 500 万円を借り入れた企業が、返済の期限が到来したにもかかわらず、返済をしない場合は、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができる。

(12)

画家が、顧客との間で顧客の似顔絵を描く契約を結んだにもかかわらず、似顔絵を描こうとしない場合は、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができない。

(13)

カラオケボックスの経営者と周辺住民との間で騒音をめぐって紛争が起こり、夜 12 時から朝 10 時までにはカラオケボックスの営業をしないとの合意が両者の間で成立したにもかかわらず、夜 12 時を過ぎてもカラオケボックスが営業を続けている場合は、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができない。

(14)

ある者の名誉を毀損する記事を雑誌に掲載した出版社が、名誉毀損を理由として謝罪広告の掲載を命じる確定判決を受けたにもかかわらず、謝罪広告の掲載をしない場合は、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができない。

(15)

建物の賃貸借契約が終了し、賃借人が建物を明け渡さなければならないにもかかわらず、賃借人が建物を占有し続けている場合は、直接強制の方法によって債務者の債務の強制的実現を図ることができる。

【親族・相続】

(1)

婚姻の届出は戸籍吏に受理されれば完了し、戸籍簿に記入されなくても婚姻は成立する。

(2)

配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、重婚関係を生ずるが、後婚は当然には無効となるものではなく、取り消し得るものとなるにすぎない。

(3)

内縁を不当に破棄された者は、相手方に対して、婚姻予約の不履行を理由に損害賠償を請求することができるとともに、不法行為を理由に損害賠償を請求することもできる。

(4)

事実上の夫婦共同生活関係にある者が婚姻意思を有し、その意思に基づいて婚姻の届書を作成したときは、届書の受理された当時意識を失っていたとしても、その受理前に翻意したなど特段の事情のない限り、届書の受理により婚姻は有効に成立する。

(5)

婚姻の届出が単に子に嫡出子としての地位を得させるための便法として仮託されたものにすぎない場合、婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があっても、婚姻は効力を生じ得ない。

(6)

Aは、自己が所有する甲建物に居住していたところ、Bと婚姻後においても、同建物にA・Bで同居することになった。この場合に関して、A・Bが甲建物に関して婚姻の届出前に別段の契約をしなかったときは、甲建物は、Aの特有財産とされる。

(7)

Aは、自己が所有する甲建物に居住していたところ、Bと婚姻後においても、同建物にA・Bで同居することになった。この場合に関して、A・Bの婚姻後にAが甲建物を第三者Cに譲渡したときは、Bは、そのA・C間の売買契約を取り消すことができない。

(8)

Aは、自己が所有する甲建物に居住していたところ、Bと婚姻後においても、同建物にA・Bで同居することになった。この場合に関して、A・Bの婚姻後に甲建物について必要な修繕をしたときは、その修繕に要した費用は、A・Bで分担する。

(9)

Aは、自己が所有する甲建物に居住していたところ、Bと婚姻後においても、同建物にA・Bで同居することになった。この場合に関して、A・Bの婚姻後に甲建物内に存するに至った動産は、これに対し、それが夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、AB共有に属するものと推定される。

(10)

Aは、自己が所有する甲建物に居住していたところ、Bと婚姻後においても、同建物にA・Bで同居することになった。この場合に関して、A・Bが離婚をした場合において、AまたはBがその相手方に対して財産の分与を請求することができるときでも、その請求権を有する者は、甲建物内に存する動産について先取特権は有しない。

(11)

夫と他の女性との間に生まれた子を夫婦の嫡出子として出生の届出をした場合、この届出は、嫡出子出生届としては無効であるが、認知届としての効力を有する。

(12)

夫が子の出生後その嫡出性を承認した場合には、夫は、嫡出性の否認権を喪失するから、嫡出否認の訴えを提起することはできなくなる。

(13)

妻が婚姻成立の日から 200 日後に出産した子は嫡出子と推定されるが、夫による懐胎が不可能な場合には、親子関係不存在確認の訴えによって、父子関係を否定することができる。

(14)

未成年者が認知をするには、法定代理人の同意を要しない。

(15)

非嫡出子が認知請求権を放棄する契約をしたとしても、その契約は無効であり、認知の訴えを適することは可能である。

(16)

A男と、B女が出産したCとの関係に関して、AとBの内縁関係の継続中にBがCを出産し、AによってCを嫡出子とする出生届がなされた場合において、誤ってこれが受理されたときは、この届出により認知としての効力が生ずる。

(17)

A男と、B女が出産したCとの関係に関して、Bは、Aとの内縁関係の継続中に懐胎し、その後、Aと適法に婚姻をし、婚姻成立後 150 日を経てCを出産した場合において、AがCとの間に父子関係が存在しないことを争うには、嫡出否認の訴えではなく、親子関係不存在確認の訴えによらなければならない。

(18)

A男と、B女が出産したCとの関係に関して、Bは、Aと離婚した後 250 日を経てCを出産したが、Aは、離婚の 1 年以上前から刑務所に収容されていた場合において、Aは、Cとの父子関係を争うためには親子関係不存在確認の訴えによらなければならない。

